

山梨県環境整備センター（明野処分場）における
水質予測等調査検討委員会運営業務委託 仕様書

1 業務名

山梨県環境整備センター（明野処分場）における水質予測等調査検討委員会運営業務

2 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

3 業務の目的

今後の山梨県環境整備センター（以下「センター」という。）について、客観的かつ科学的な根拠に基づき、最終処分場における環境分野に精通する有識者による議論を通じて維持管理の将来的な見通しを立てるとともに、センターの維持管理終了後における埋立地の活用（以下「跡地利用」という。）に向けた検討材料とするため、センターの浸出水に係る水質予測及び周辺生活環境への影響予測等に関する情報を収集・整理・解析・評価するなど、「山梨県環境整備センター（明野処分場）における水質予測等調査検討委員会」（以下「委員会」という。）の円滑な運営を遂行することを目的とする。

4 業務内容

受託者は、以下の（１）～（４）の業務を行うものとする。

（１）委員会の運営補助

ア) 委員会の審議等に供する浸出水等の各種検査データの整理・解析（※対象データは、センター及び周辺環境の環境モニタリング、埋立地等点検結果及び契約期間中に別途実施した水質検査結果）

イ) 調査・検討素材の提供（調査等を要する事項の提案、水質改善及び安定化促進に必要な方策の提案並びに所要の手続きの整理、跡地利用の検討に必要な類似事例及び設置条件等の素材提供、課題解決に向けた調査等の視点の提示、他県の最終処分場への聴取等に基づく類似事例の情報提供など）

ウ) 上記作業を踏まえた審議等のための資料作成

エ) 委員会に係る座長等への事前説明

オ) 委員会会場の設営・撤収（※会議室は庁内会議室の利用を原則とするが、受託者は委託者の了解の下、県庁周辺の貸会議室を用意することも可能。会場（庁内会議室以外の場合）、機材、備品及び委員用のお茶は受託者が用意）

カ) 委員会による答申書（案）の作成

キ) 記録作成及び議事内容の整理

<委員会開催回数等（予定）>

- ・開催回数 3回（オンライン会議併用）
- ・委員数 6名

(2) 全体のマネジメント

ア) 全体スケジュール作成・調整（※委員会の開催及び水質調査等の日程調整を含む）

イ) タスク整理、ロードマップの提示

ウ) 関係機関・関係者との調整

エ) 委員会の運営及び各種調査に係る打ち合わせの記録作成、次回委員会に向けた方向性の整理

(3) 打合せ・協議

打ち合わせ・協議の回数は、初回、中間3回及び納品時の計5回とするが、本業務の円滑な履行に必要と認められる場合は、適宜実施する。

(4) その他

ア) 委員会の円滑な運営に必要な提案

イ) 委員会が必要とする水質等の調査、その実施判断に必要な情報整理

ウ) 委員会の議事及びセンターの維持管理全般に関する課題解決に向けた専門的助言

5 成果品

(1) 業務完了報告書等

【提出物】

① 業務完了報告書

② 業務成果報告資料（※4について整理したもの）

③ 業務成果報告資料（概要版）

④ 答申書（案）

⑤ その他（打ち合わせ記録、本業務で使用した各種ドキュメント）

※図書の体裁A4判縦・横書き、作図等は適宜（A3判の折込可）

【納品方法】

① 紙媒体カラー版

・業務完了報告書 1部（A4判縦）

・業務成果報告資料、業務成果報告資料（概要版） 各10部（簡易製本可）

② ドキュメント類

提出物の②～④を電子媒体（CD-R）に格納し1部（ファイル形式は、山梨県のパソコンで処理でき、データ編集が可能な形式〔ワード、エクセル、パワーポイント等〕とする）

【納期】 令和7年3月31日（月）

(2) 著作権

本業務の実施で得られた成果・情報等については、山梨県に帰属する。

6 業務上の留意事項

- (1) 受託業務の遂行に当たり知り得た一切の事項について、外部への遺漏がないように注意すること。また、委託者である山梨県が提供する資料等を第三者に提供したり、目的外に使用したりしないこと。
- (2) 成果品及び資料等について、著作権、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとし、山梨県の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。また、成果品及び資料等の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- (3) 委託業務の成果物に使用する写真、イラスト、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担は受託者の責任において行うこと。
- (4) 著作権、肖像権等、他者（社）・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (5) 本業務の履行に当たっては、委員会の開催に要する委員報酬及び旅費、契約期間中に別途実施する水質検査に要する費用を除き、受託者が費用を負担する。
- (6) 本仕様書に定める事項のほか、山梨県財務規則及び関係法令を順守すること。
- (7) 当該仕様書に記載されていない事項や疑義が生じた場合は、委託者と受託者双方が協議をして、これを処理すること。
- (8) 本業務の履行に当たって知りえた個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に則り、個人情報の適切な取り扱いの確保を図ること。
- (9) 本業務の履行に当たっては、情報資産の保護の重要性を認識し、山梨県情報セキュリティ基本方針及び山梨県情報セキュリティ対策基準並びに情報セキュリティに関する特記事項を遵守すること。